

簡易専用水道検査業務仕様書

1 目的

八尾市立山本コミュニティセンター建物総合管理業務委託仕様書4(9)に定める簡易専用水道検査業務について、コミュニティセンター簡易専用水道の管理について、厚生労働省令の定めるところにより、定期的に、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者の検査を受け、適正に管理することを目的とする。

2 業務内容

受託者が簡易専用水道検査を行う際は、下記を参考に業務を行うこと。

- (1) 受託者は、貯水槽の清掃を1年に1回行うこと。
- (2) 受託者は、水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

また、給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、必要なものについて検査を行うこと。

- (3) 受託者は、供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときには、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

3 指示事項

- (1) 受託者は予め業務計画表を作成し、委託者に提出するものとする。
- (2) 受託者は、各作業報告書を委託者に提出するものとする。
- (3) 業務中に生じた事故については、すべて受託者の責任において処理するものとする。
- (4) ビル管理技術者は、下記の業務を行い、法定保存期間、その記録を保持、保管するものとする。
 - ①業務計画の立案・全般的な監督
 - ②測定又は検査の実施とその結果の評価
 - ③維持管理が簡易専用水道検査管理基準に従って行われるようにする
必要がある場合に施設管理者への意見具申
 - ④帳簿書類の保持管理(5年保存)